

令和6年第10回総会

山武市農業委員会会議録

令和6年10月7日 開会

令和6年10月7日 閉会

令和6年第10回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年10月7日（月）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議事

- （1）保留案件について
- （2）農地法第3条の規定による許可申請について
- （3）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- （4）農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- （5）農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について
- （6）令和6年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について
- （7）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 保留案件について

日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について

日程第9 議案第6号 令和6年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第10 議案第7号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和6年10月7日 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議長

これから、令和6年第10回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号1番井野委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号2番小山委員及び議席番号14番藤田委員を指名いたします。

◎報告

(事務局報告)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、保留案件についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

本件の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員

担当委員の鈴木でございます。

今、事務局のほうから御指摘があったように、譲受人のほうで、譲渡人の農地のほうに資材が置いてあるということで、先月の総会で保留になっておりました件ですが、確認をしまいいまして、きれいに資材も撤去されており、農地として使えるようになっておりましたので、私のほうは問題はないと思います。

審議のほうよろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員に求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

先ほど、鈴木推進委員さんから御説明のありましたとおり、現地には一時的に資材が仮置きされておりましたが、その状態が解消されておりましたので、問題ないと思われます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

審議のほどお願いいたします。

議長

農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
申請番号ごとに地区担当推進委員の状況説明及び農業委員の補足説明を求めます。
申請番号1の説明を地区担当推進委員の川村委員に求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。
申請番号1について説明いたします。
今回、賃貸借権でございます。
譲受人に対しては、農業経営拡大のためということであります。
現地につきましては、水田の一部、見た感じ60aぐらいの田んぼの一部として既に耕作しているような状態でございますので、問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号12番の今関委員に求めます。

今関委員 12番、今関です。
推進委員の川村さんの御説明のとおりでございまして、私も先日、現地を見てまいりましたが、問題ないものと見てまいりました。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の説明を地区担当推進委員の川村委員に求めます。

川村推進委員

申請番号2の説明をいたします。
贈与による所有権移転でございます。
譲受人と売渡人は、先代同士が過去におきまして売買の手続をし
ておったそうです。しかしながら、所有権移転の手続を怠っており、
今回、正規な所有権の移転ということで申請したいということでご
ざいます。
既に耕作はしております。問題ないと思いますので、よろしくお
願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員に求めま
す。

今関委員

12番、今関でございます。
推進委員の川村さんの説明のとおりでございまして、私も現地を
見てまいりましたが、きれいになっておりまして、問題ないものと
見てまいりました。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。
御審議のほど、よろしくお願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号3の説明を地区担当推進委員の今関委員に求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。

番号3について御説明します。

譲渡人は、高齢のため経営規模縮小ということで、また、譲受人
は、この圃場の隣接地を耕作しているため、利便性が高いため経営
規模拡大ということです。また、取得した農地で水稻を作付します。
地元としては何ら問題がないと思われます。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員に求めま
す。

今関委員

12番、今関でございます。

推進委員の今関さんの説明のとおりでございまして、私も先日、
見てまいりましたが、草もきれいに刈ってありまして、問題ないも
のを見てまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全て満たしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号4の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

番号4について説明します。

こちらの譲渡人、譲受人は、おじさん同士が兄弟になります。譲
渡人のほうは、もう農業をやらないということです。また、譲受人
のほうは兼業農家ですが、これからもずっとつくっていききたいとい
うことであります。

地元としては何も問題がありませんので、よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号7番、高野委員に求め
ます。

高野委員

ただいま山下委員が述べられたとおりで、何らの異論がないと思
いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないた
め、許可要件の全て満たしておりますので、御審議よろしく願ひ
します。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。

申請番号5の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

番号5について説明します。

賃貸借期間は3年の設定です。

譲渡人は高齢で、農機具が壊れて農業経営を縮小したいとのこと、譲受人は、市外でレンコンを栽培しており、経営規模の拡大の為、自宅に近い申請地の賃貸借権を取得したいとのこと。休耕地にレンコンを栽培することは、地元としても何ら問題がないかと思えます。

御審議よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号3、雲地です。

今の申請番号については、地区担当推進委員の伊藤さんの説明のとおりでありまして、別に問題はないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全て満たしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号6の説明を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員

第6号の説明をさせていただきます。

譲渡人は、遠方に住んでおり管理が困難であり、譲受人は、隣接地であり利便性がよいということで、地区としては何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号16番小川委員に求めます。

小川委員

16番の小川です。

ただいま推進委員が説明したとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号6を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号7の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。

申請番号7について説明します。

贈与による所有権の移転です。

先日、現地を確認してきました。稲刈りも終わってきれいに管理されていました。家族間の贈与であり、問題はないと思います。

よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わ

す。

石橋委員

議席番号 15 番の石橋です。

ただいまの高宮推進委員さんの御説明のとおりで、問題はないと思います。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全て満たしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 7 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 8 の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。

申請番号 8 について説明します。

贈与による所有権の移転です。

先日、現地を確認してきました。もう既にパイプハウスは建ててあり、数本のトマトが栽培されており、きれいに管理されておりました。

地区としても、何ら問題のないところと思っております。

よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 15 番石橋委員に求めます。

石橋委員

議席番号 15 番の石橋です。

ただいまの高宮推進委員さんの御説明のと

題はないと思われます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全て満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号9の説明を地区担当推進委員の椎名委員に求めます。

椎名推進委員

担当推進委員の椎名です。

番号9について御説明いたします。

売買による所有権の移転についてです。

先日、現地を確認してまいりましたが、宅地を買って、その隣にある農地を今回取得したいということですが、譲渡人が相続を受けてから管理がされていないらしく、あまりにも荒廃がひどい状態でありましたので、農地としての売買はいかなものかなというところで見えてきました。そのところをちょっと審議していただければよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号8番増田委員に求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

ただいま推進委員の椎名さんから説明のありましたとおりでございます。現地はちょっと荒廃しておりまして、樹木や竹が一部繁茂しているということですので、畑としての利用がちょっと難しいかなというような状態です。

ですので、その状態を解消していただいて、再度、現地確認をさせていただきますと思います。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

私も増田委員と椎名委員と3人で現地を確認したところですが、推進委員と農業委員さんからの説明があったとおりでございまして、現地はすぐに耕作できるような状態ではございません。よって、耕作ができる状態になったときに許可をするのが妥当な案件でございます。

お諮りいたします。申請番号9については、今回は保留とし、耕作が可能な状態となったときに許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は保留といたします。

申請番号10から19までは、日程第8、議案第5号の農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請に関連する賃貸借権及び区分地上権の設定の案件でございます。

お諮りいたします。申請番号10から19は、日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてと併せて審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号10から19は、日程第8において審議いたします。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。
議案第3号、申請番号1について説明いたします。
今回の申請は使用貸借権の設定です。
2階建てのアパートの建築を目的とした申請であります。計画者である譲受人は、譲渡人の息子であり、母からの土地を使用貸借の上、アパートを建築し安定収入を図りたいとのことであります。
申請地は第1種農地ですが、隣接農地所有者等には計画を説明しており、地元としては特に問題ないかと思われます。
よろしくお願いします。

議長

状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を中山委員に求めます。

中山委員

議席番号11番の中山でございます。
状況の説明につきましては、ただいま齋藤推進委員さんが説明されたとおりでございます。あと関係法令の関係ですけれども、それによりますと、本件は第1種農地への長屋の建築であり、原則として不許可になる案件でございますけれども、住宅が周辺地の集落に接続している場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当かと思われます。
よろしくお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の川村委員に求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。
議案第3号、申請番号2について説明いたします。
今回、5条の所有権移転でございます。
譲受人につきましては、本須賀海岸におきまして、夏の間、海水浴シーズンに移動式の飲食店を営んでおります。シーズンオフの時期に仮設の飲食店の資材を保管しておく土地を探していて、今回この土地を確保したいということで申請がございました。
飲食店を設置する場所にも近く、この土地につきましては、住宅地の間に存在している農地で、近隣にも問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を増田委員に求めます。

増田委員 議席番号8番、増田です。
先日、現地を確認してまいりました。
状況につきましては、先ほど川村推進委員さんが説明したとおりでございます。
本件は、第3種農地への車両進入路及び建築資材置場の建設であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。
したがって、許可相当と思われます。
御審議よろしくお願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号3の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の今関委員に求めます。

今関推進委員

申請番号3について説明いたします。

推進委員の今関です。

所有権移転でございます。

譲受人は、申請地のはす向かい側で会社を経営しておりまして、既存の駐車場が手狭なため駐車スペースを拡張し、来客用のトラックの待機スペースを設けたいということです。

現地を確認してきましたが、申請地は第3種農地であり、地元としても特に問題ないかと思われまます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を中山委員に求めます。

中山委員

11番の中山でございます。

現地のほうは3日に確認してまいりました。状況につきましては、ただいま今関推進委員さんのお話のとおりでございます。

本件は第3種農地への駐車場の建設であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題はないと思われまます。

したがって、許可相当かと思われまますので、よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号3を許可相当として意見を付すことに
御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いた
しました。
申請番号4の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
申請番号4について説明いたします。
譲受人は、かねてより住宅の建設を検討しており、通勤ルートや
駅から近いなど利便性がよいことから、売りに出ていた申請地を選
定したとのことです。
現地を確認してまいりましたが、申請地に隣接農地はなく、第3
種農地であることから、地元としては問題がないと思われます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を中山委員に求めます。

中山委員 11番の中山です。
この件に関しましても、3日に、先ほどの案件と同じ日に現地の
ほうを確認してまいりました。
状況につきましては、ただいま布施推進委員さんの説明したとお
りでございまして、国道126号線に隣り合った土地であり、第3種農
地への専用住宅の建築ということで、信用、資力、周辺農地への影

響等において問題はないと思われますので、許可相当かと思われます。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号4を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号5の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員の堀越です。
議案第3号、申請番号5について説明いたします。
譲受人は、現地使用している天然ガス生産井の代替井を掘削し、既存生産基地を拡大する上での整備をしたいとのことです。
隣接農地の所有者及び耕作者からは、事業計画について同意が得られたということで、地元としましては特に問題ないかと思われます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を増田委員に求めます。

増田委員 議席番号8番、増田です。
先日、現地を確認してまいりました。
状況につきましては、先ほど堀越推進委員さんが説明したとおり

でございます。

本件は、第2種農地への天然ガス生産施設の建設であり、代替井の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号5を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は、許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号6及び7は同一事業でございます。

お諮りいたします。申請番号6及び7を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号6及び7は一括審議といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員の堀越です。

議案第3号、申請番号6及び7について説明いたします。

申請番号5と関連する事業であり、譲受人は、現在使用している天然ガス生産井の代替井を掘削するための掘削工事作業用地を一時

的に確保したいとのことです。

申請番号5と同様、隣接農地の所有者及び耕作者からは、事業計画について同意が得られているということで、地元としては特に問題ないと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を増田委員に求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

先日、現地を確認してまいりました。

議案第3号、申請番号6及び7についてですが、内容は先ほど堀越推進委員さんが説明したとおりでございます。

本件は、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書き及び農地法施行令第11条第1項第2号に該当するため、許可相当と思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号6及び7を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号8及び9は同一事業でございます。

お諮りいたします。申請番号8及び9を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号8及び9は一括審議といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員の堀越です。
議案第3号、申請番号8及び9について説明いたします。
申請番号6から7と関連する事業であり、譲受人は、現在使用している天然ガス生産井の代替井を掘削するための掘削工事作業用地において、高低差があるために表層50cmをすき取りし、申請地へ仮置きしたいということです。
工事終了後は、表土を戻し、速やかに農地に復元するということで、問題はないかと思われます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を増田委員に求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。
先日、現地を確認してまいりました。
状況につきましては、先ほど堀越推進委員さんが説明したとおりでございます。
本件は、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書き及び農地法施行令第11条第1項第2号に該当するため、許可相当と思われます。
審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号8及び9を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号10の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員の堀越です。

議案第3号、申請番号10について説明いたします。

申請番号6から7と関連する事業であり、譲受人は、現在使用している天然ガス生産井の代替井を掘削するための掘削工事で必要となる資材や車両等の保管スペースを工事現場隣接地に確保しておきたいとのことです。

こちらの申請も一時的な使用であり、工事終了後は速やかに農地に復元するということで、問題はないかと思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を増田委員に求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

先日、現地を確認してまいりました。

状況等につきましては、先ほど堀越推進委員さんが説明したとおりでございます。

本件は、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書き及び農地法施行令第11条第1項第2号に該当するため、許可相当と思われます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号10を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

申請番号1及び2は同一の事業でございます。

お諮りいたします。申請番号1及び2を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号1及び2は一括審議といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員の堀越です。

議案第4号、申請番号1及び2について説明いたします。

こちらの申請は、今年度5月1日付で千葉県から許可を受けた案件でございます。

許可後、事業地の地番及び事業面積等に変更が生じ、それに伴いパネル配置等に変更があったため、計画変更の申請がありました。

現地確認及び近隣の農地の所有者から、聞き取り等、事実確認を行ったところ、計画者と近隣農地の所有者たちとの話し合いが十分にできていないようです

太陽光の設置がされれば、奥の農地への進入路がふさがれるという
ことに対して同意が得られているのかどうか疑義が生じています
ので、近隣農地の所有者の承認をしっかりと得ることを条件にしてい
ただくことが必要かと思われます。

以上です。

議長

状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を中山委員に求めます。

中山委員

11 番、中山でございます。
先週、現地のほうを確認してまいりました。
状況につきましては、ただいま堀越推進委員さんのほうから細か
に説明があったとおりでございます。
また、関係法令から見ますと問題がございませんので許可相当か
と思われませんが、ただいま堀越さんのおっしゃられたように、近隣
との調整がうまくいっていないというようなこともちょっと聞いて
おりますので、そのところの同意が得られれば問題がないという
意見をつけていただければなというふうに思います。
よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
委員さんの説明のとおり、計画変更により近隣農地に行くことが
できず、管理、耕作に支障を来すおそれがございます。よって、本
件は、近隣農地の所有者の了承を条件に許可相当として意見を付す
ことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いた
しました。

議長

日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

本議案は日程第5においてお諮りし、併せて審議することといたしました。

議案第2号、申請番号10から19を併せて審議いたします。

本件は、貸主、借主、転用形態、転用用途、転用施設、転用事由が同じ案件ですので一括審議とし、議案ごと採決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

これからの案件は議案ごとに一括審議といたします。

事務局より概要の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

3地区にまたがる本件につきましては、各推進委員の意見を川島委員が取りまとめておりますので、川島委員に説明を求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。

議案第5号、申請番号1から5について説明いたします。

譲受人は、2018年6月より許可を受け、営農型太陽光発電事業を行っていた知人より事業を継承し、パネル等の形質は変更せずに、引き続き申請土地の営農型太陽光発電事業を行いたいということです。

また、パネル設置下ではサツマイモを生産しておりますが、それぞれ現地確認をしましたところ、生育があまり順調ではなく、周辺の草も伸びており、管理状況があまりよくないように見受けられましたので、肥培管理について改善していただく必要があるかと思われます。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

中山委員

11 番の中山でございます。

先週、5 か所見てまいりました。

状況につきましては、ただいま川島推進委員さんのお話のとおりでございます。

また、関係法令上も許可要件の全てを満たしているものと思われ
ますが、推進委員さんもおっしゃられたように、現地のほう、川島
さんはさらっとおっしゃいましたけれども、とても営農をしている
というような状況ではないように見受けられました。ハグサとヨト
ウムシですか、こんな感じを想像していただければと思います。

そういうような状況でございますので、少し営農ということ意識
して、管理の改善措置を講ずることというような条件をつけてい
ただければというふうに思っております。

よろしくお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決に移ります。まず、議案第2号、農地法第3条、許可申請の
申請番号10から14までの賃貸借権の設定及び申請番号15から19ま
での区分地上権の設定について採決いたします。

これらの案件は、議案第5号の案件と同時に許可することが妥当
である案件でございます。

お諮りいたします。議案第2号、申請番号10から19までについて、
議案第5号の案件と同じ日付で許可することに御異議のない方の挙
手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号、申請番号10から19までについて、議
案第5号の案件と同じ日付で許可することに決定いたしました。

続いて、議案第5号、申請番号1から5についてお諮りいたしま
す。

本件については、推進委員の説明、現地調査員の報告にあったと
おり、当該農地の管理状況が思わしくない

挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は、管理状況の改善を条件として許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。
本議案は、議席番号13番、鈴木委員に関する案件でございます。
農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されていることから、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員 退室)

議長 議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第6号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。
鈴木委員に関する案件が終了いたしましたので、同委員の入室を認めます。

(鈴木委員 入室)

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の報告を求めます。
番号1の報告を地区担当推進委員の十川委員に求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。
番号1について説明いたします。
更新です。
露地栽培をやってまして、本人と妻と長男の3人で、スイカ、人参、ゴボウ等を作っておりまして、頑張っております。
特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 番号2及び3の報告を地区担当推進委員の今関委員に求めます。

今関推進委員 地区担当推進委員の今関です。
番号2から御説明申し上げます。
更新です。
親子でございます。
本人と長女夫婦で水稻を中心に露地のネギを一生懸命作っております。
よろしくお願いします。
番号3について御説明申し上げます。
更新です。
露地野菜のネギを夫婦2人でやっておりますが、今後、後継者の息子さんが経営に加わり、新たな栽培品目として、夏ネギを導入す

る予定になっております。よろしくお願いします。
以上になります。

議長 番号4の報告を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員 番号4について説明させていただきます。
更新です。
露地野菜で人参、ブロッコリーを作っています。
有機栽培のほうを手がけております。さんぶ野菜ネットワークさんのほうに出荷されていて、品質の向上と、あと品目を増やして
いて、収入を増やしたいという意向です。
よろしくお願いします。

議長 番号5の報告を地区担当推進委員の椎名委員に求めます。

椎名推進委員 地区担当の椎名です。
ナンバー5番について御説明いたします。
新規です。
年齢が若干高いですけれども、サラリーマンをやっておりまして、
退職し、しばらくは田んぼとほかのバイトをしながらやっていたん
ですけれども、ここに来て、ちょっともう一踏ん張りやろうかなと
いうことで今回の申請になりました。
一生懸命やってくれている方なので、何ら問題ないかと思います
ので、よろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第7号を原案のとおり承認することに御異
議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしま
した。

以上で、本日予定しておりました議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他
議長 その他の件について、皆様方から御意見等ございますでしょうか。

◎閉 会
議長 意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。